

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン【Ver. 4】

1 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえたイベント等の実施に関して、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

2 県主催イベント等の対象範囲と対応

- ・ 開催・開館等の範囲と対応については、以下のとおりとし、主催者、施設管理者において、徹底的な防止策が取れたものから順次、実施する。

「社会経済活動再開に向けたガイドライン行動基準（別表）イベントの開催制限について」及び「社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について」に基づき開催を検討

- ①全国規模の大規模なイベント・・・延期または中止
- ②会議・・・徹底的な防護策が取れたものから順次実施
- ③講演会等・・・徹底的な防護策を取った上で開催を検討
- ④美術館、博物館・・・施設ごとに徹底的な防護策について検討
- ⑤その他の公の施設・・・施設ごとに徹底的な防護策について検討

※社会経済活動再開に向けたガイドライン行動基準

https://www.pref.gunma.jp/05/kk01_00008.html

※社会経済活動再開に向けたガイドラインの行動基準に係るQ&A

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100165062.pdf>

※社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html

3 感染リスクの評価

- ・ 以下の6つの項目について、感染リスクの評価を行う。

- ①開催規模（参加人数、参集範囲）
- ②開催場所（換気の状態）
- ③開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ⑤参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
- ⑥不特定多数か否か

4 イベント開催のための条件

- ・ イベントを開催する場合には、感染リスクの評価結果をもとに、以下の3つの条件を満たすようにする。

- ①三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2 mを目安に）
- ②大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

5 イベント参加者をお願いすること

1) 自宅での健康チェック

- ・ 次の項目に該当する方へは、イベントへの参加自粛を要請する。

- ①発熱の症状がある方（体温37.5度以上）
- ②咳、全身倦怠感等の感冒様症状や結膜炎、嗅覚障害、味覚障害のある方（咳やくしゃみを伴う喘息など既往歴のある方は除く）
- ③感染の流行地域への訪問歴が14日以内にある方

- ・ イベント参加者には、自宅で必ず検温を行うことについて、開催通知、チラシ、HP等のあらゆる手段を通じて徹底するとともに、入場時の検温実施への協力をお願いする。

2) 高齢者や基礎疾患をお持ちの方へのお願い

- ・ 社会経済活動再開に向けたガイドライン行動基準で警戒度3、警戒度2においては、高齢者や基礎疾患をお持ちの方へは、外出自粛をお願いしていることから、イベントへの参加の自粛をお願いする。
- ・ これまでの新型コロナウイルスの感染症の傾向から高齢者や基礎疾患をお持ちの方が感染した場合に症状の重篤化が見られることから、会議通知やチラシ等を活用し、こうした方は、積極的にかかりつけ医や保健所に相談するよう呼びかけるものとする。

3) 当該イベントでの感染者発生時の協力要請

- ・ 参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力
- ・ 濃厚接触者となった場合、最終接触から14日間は自宅待機

6 イベント主催者が配慮すること

1) 全般的な事項

- ①入場時にマスクの着用、手指消毒を徹底する。イベントの途中においても適宜手指消毒ができるような場を確保する。また、入場時にサーモグラフィや非接触式の体温計を使用しての検温実施について、イベント参加者に協力をお願いする。
- ②換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ③人を密集させない環境（2 m程度の間隔）を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度（100人が定員の会議室では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- ④大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ⑤共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。

2) 手指消毒の徹底

- ・ 参加者のアルコール手指消毒が可能な体制を構築する。
- ・ アルコール手指消毒液が入手困難な場合には、液体石けんによる手洗いを行える環境を確保し、それが難しい場合には、30秒以上の流水による手洗いが行える環境を整備し、こうした環境を整備できない場合には、イベント等を実施しない。

3) スタッフの衛生知識の向上

- ・ イベント主催者は、2020年3月19日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」や同提言で示された「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」（5頁に記載）をはじめ最新知見等を参考とし、スタッフに対する新型コロナウイルスの感染対策の知識の向上に努める。

4) 安全衛生スタッフの配置

- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催できるよう十分な配慮を行うものとする。

5) その他

- ・ 実施や開催にあたっては、6頁以降の「マニュアル素案」を参考に、イベントの性質や施設の状況等を踏まえ、個別に十分な検討を行ってください。

7 運営者として行う感染症の対策の類型

① リスクアセスメントとリスクマネジメント		
感染源	自宅で体温を測定し発熱していたら自宅待機 入場者の登録、人数制限 入場時の手指消毒・検温（持ち込み対策）	
感染経路対策	接触感染対策	入場時の手指消毒・検温（持ち込み対策） 定期的な手指衛生 環境の清掃（手が触れる場所）
	飛沫感染対策	マスクの着用 距離を2m程度離す工夫 発声の機会を減らす 咳エチケット 参加者が接近しづらい動線の設定 集まる場所（昼食場所）の時差利用 同一スペースにいるスタッフ・参加者の制限 小まめな手指消毒の実施
	エアロゾル・空気感染	定期的な換気 頻繁に換気
② 特徴的なクラスターに対するリスクマネジメント		
感受性と感染源	密閉空間なら換気を良く	換気設備の点検 換気量（一般的には一人あたり約30m ³ /h）確保 ※可能な限り2カ所以上の開口部を使用することで効率よい換気を実現
	多数が手の届く距離に集まらない	入館する人員の管理、制限 入退場に時間差を設ける 動線の工夫
	近距離の会話・発声なし	大きな発声をさせない環境→無観客 参加者同士の一定距離の確保
その他	食事及び軽食の個包装化（トングなどを使わない） 手指消毒等の手指衛生をするための資機材を身近に配備 飲食エリアに入る前の手指消毒確認又は手指消毒の徹底	
③ クライシスマネジメント		
積極的疫学調査の備え（連絡先が確実な参加者名簿の作成） 濃厚接触者となり自宅待機要請がなされた場合への備え（事前説明、調整） 参加者の移動距離の最小化・記録化（例：新幹線や航空機の座席指定）		

8 多くの人が参加する場での感染対策のあり方例

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに感冒症状等の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 感染の流行地域への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「マスクの着用」、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」など）

2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員を平常時より少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、最終接触から14日間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

マニュアル素案

【会議編】

参加者には、会議の開催通知等に自宅や職場で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされていない方については、参加をお断りすることを徹底する。

1) 入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック →②登録 →③ポリシー周知 →④手洗い →⑤入場

①体調チェック

- ・ 非接触式体温計を使用し、検温を行う。
- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出
※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

②入場登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

③行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

④手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑤入場

- ・ 以上④までを行った方は、入場を許可する。
なお、会議中もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑥入場時の留意事項

- ・ 受付では、参加者の間隔が1.5メートル以内とならないよう留意する。

2) 会議主催者による適切な環境管理

- ・ 入場時にマスクの着用、手指消毒を徹底する。また、会議の途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 人を密集させない環境（2m程度の間隔）を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度（100人が定員の会議室では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。

- ・ 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ・ 入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3) 飲食関連

- ・ 食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・ また、2メートル以上の間隔を空け、壁の方を向いて食べる、極力会話をしないなど十分な対策を行うこと。

4) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

5) 会場管理

- ・ 席を一席空けるなど、参加者の距離を2 m程度確保する。

6) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい）。

7) 換気

- ・ 一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努める。

8) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱や症状の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

【講演会等編】

参加者には、講演会の開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、参加をお断りすることがあることを徹底する。

1) 入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック→ ②登録→ ③ポリシー周知→ ④手洗い→ ⑤入場

①体調チェック

- ・ 非接触式体温計を使用し、検温を行う。
- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出
※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

②入場登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

③入場時の施設内行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

④手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑤入場

- ・ 以上④までを行った方は、入館を許可する。
なお、入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑥入場時の留意事項

- ・ 受付では、参加者の間隔が1.5メートル以内とならないよう留意する。

2) 講演会等の主催者による適切な環境管理

- ・ 入場時にマスクの着用、手指消毒を徹底する。また、講演会等の途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 人を密集させない環境（2m程度の間隔）を確保するため、会場に入る人数を会議室の定員の半数程度（100人が定員の会議室では、50名程度）とするなど少なく定め、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫する。
- ・ 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。

- ・ 入場時、退場時の入場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3) 安全衛生スタッフの配置

- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

4) 飲食関連

- ・ 食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・ また、2メートル以上の間隔を空け、壁の方を向いて食べる、極力会話をしないなど十分な対策を行うこと。

5) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

6) 会場管理

- ・ 席を一席空けるなど、参加者の距離を2m程度確保する。

7) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）。

8) 換気

- ・ 一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努める。

9) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱や症状の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

【美術館、博物館等編】

来館者には、開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、入館をお断りすることがあることを徹底する。

1) 入館時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック→ ②登録→ ③ポリシー周知→ ④手洗い→ ⑤入館

①体調チェック

- ・ 非接触式体温計を使用し、検温を行う。
- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出
※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

②入館登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入館管理を行う。

③入館時の館内行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

④手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底

⑤入館

- ・ 以上④までを行った方は、入館を許可する。
なお、入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑥入館時の留意事項

- ・ 受付では、入館者の間隔が1.5メートル以内とならないよう留意する。

2) イベント主催者による適切な環境管理

- ・ 入館時にマスクの着用、手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行うよう努める。
- ・ 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ・ 入館時、退館時の出入口を分離、パーテーション等による人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
- ・ ある特定の場所や遊具、施設等に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を開放しないなどの検討を行う。

3) 密集状態の防止対策

① 主な対策

- ・ 整理券を発行し、入館者数を制限する。
- ・ 「1時間に60人程度」を基準として、混雑状況等に応じて弾力的に運用する。

② 具体的な方法

- ・ 入館希望者に入場可能時間を印字した整理券を交付する。
- ・ 入館可能時間までの間に、1) ①から③または④までを行う。
- ・ 入館時、退館時の出入口を分離、パーテーション等による人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
- ・ ある特定の場所や遊具、施設等に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を開放しないなどの検討を行う。

③ その他の対策

- ・ 展示物の解説やワークショップ等は、当分の間実施しない。

4) 安全衛生スタッフの配置

- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

5) 飲食関連

- ・ 所定の場所以外では食事を摂らせない。または、禁止とするなど必要な措置を行う。
- ・ 食事を摂らせる場合には、2メートル以上の間隔を空け、壁の方を向いて食べる、極力会話をしないなど十分な対策を行うこと。

6) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

7) 入館者数の管理

- ・ 人の密集を避けるため、入館者の間隔が2m以内とならないよう十分な配慮を行うとともに、入退場に時間差を設けるなど動線の工夫も検討する。

8) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）。

9) 換気

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行うよう努める。
- ・ 人を密集させない環境（2m程度の間隔を確保）を行い、会場に入る定員をいつもより少なく定めることとする。

10) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱や症状の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

【ガイドラインの取扱い】

- ・ 本ガイドラインは、令和2年4月2日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

健康状態申告書（例）

①氏名		②性別	
③住所			
④体温	. °C		
⑤発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状			あり ・ なし
⑥頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害			あり ・ なし
⑦感染の流行地域への 14 日以内の訪問歴			あり ・ なし
⑧緊急連絡先	電話 () -		
<p>※ 1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。</p> <p>2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>3 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので予めご了承ください。</p>			

※入場の際、検温を実施する場合は④欄は、記入不要